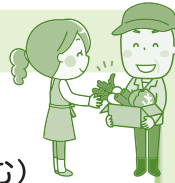


補助対象者

- ① 町内に10a以上の農地を耕作している
農産物生産販売者(生産組合等の団体及び法人を含む)
- ② 野生鳥獣防護柵を必要とする観光業等を営む者(法人を含む)



補助要件

令和3年度に野生鳥獣防護柵を新規購入し設置する場合。ただし、取り付け及び設置費用は除きます。申請年度の3月10日までに交付申請及び設置を完了してください。

※以下に該当する場合は補助対象外です。

- 申請時点で設置済み、購入済みの場合
- 交付申請額のうち店舗によるポイント値引き分
- 過去5年以内に同補助金の交付を受けた土地 ○家庭菜園



補助金の額

- 個人 資材購入費の2分の1以内
- 団体・法人 資材購入費の3分の2以内 (いずれも千円未満切り捨て)



※ただし、個人にあっては上限20万円、団体及び法人にあっては上限30万円とし、予算の範囲内で交付します。

補助金のご利用を希望される際は、下記の農林振興課畜産係までお問い合わせください。補助金の申請方法などご説明いたします。

問合せ先

那須町農林振興課 畜産係
TEL.0287-72-6911



野生鳥獣防護柵設置にかかると資材購入費の一部を補助します



近年、野生鳥獣による農作物被害や、観光施設への侵入被害が深刻化しています。
町では産業の振興のため、野生鳥獣による被害を防ぐ野生鳥獣防護柵の設置に係る資材購入費の一部を補助しています。

編集後記

編集委員 渡邊 文夫

新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお祈り申し上げます。

私は、令和2年の7月より栃木県農業共済組合那須北支所の推薦を受け、新農業委員になりました。今までは会社に勤めながら農業をしている兼業農家でありました。仕事の内容は農地法の申請に係わっておりましたが、農業委員になってからは農地法の申請の現地調査や総会での審議等を行い、今までは全くの正反對であることに戸惑っており、まだまだ勉強しなければいけないと痛感しております。

また、今後の農業者の高齢化、後継者不足などを考えると不安ではありますが、どうしたらよい方法が得策か考える必要があると思うところがあります。

最後になりましたが、本誌を発行するにあたりご協力いただいた皆様には、心よりお礼申し上げます。

編集委員長 和知 伸子
編集委員 渡邊 文夫

人見 浩